

第九十八回

委員の異動

辞任

辞任

辞任

鈴木正一君

出席者は左のとおり。

理事

委員

補欠選任 香脱タケ子君	補欠選任 鈴木 正一君 山中 郁子君 小西 博行君	補欠選任 大城 眞順君 藤井 孝男君 宮澤 弘君	目黒今朝次郎君	田中 正巳君 村上 正邦君 対馬 孝且君 渡部 通子君	石本 茂君 大城 眞順君 大坪健一郎君 佐々木 満君 関口 恵造君 田代由紀男君 福島 茂夫君 藤井 孝男君 官澤 弘君
----------------	------------------------------------	-----------------------------------	---------	--------------------------------------	--

国務大臣 厚生大臣	政府委員 厚生大臣官房長 厚生大臣官房総務審議官 厚生省公衆衛生局長 厚生省援護局長	事務局側 常任委員会専門員	説明員 内閣総理大臣官房参事官 外務省アジア局審議官	本日の会議に付した案件 ○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○委員長(目黒今朝次郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。 委員の異動について御報告いたします。 昨十八日、藤井恒男君、香脱タケ子君及び森下泰君が委員を辞任され、その補欠として小西博行君、山中郁子君及び鈴木正一君がそれぞれ選任されました。	○委員長(目黒今朝次郎君) 戦傷病者戦没者遺族
林 義郎君	幸田 正孝君 小林 功典君 三浦 大助君 山本 純男君	今藤 省三君	龍宝 惟男君 恩田 宗君			

等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明はすでに聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○対馬孝且君 この法案につきましては衆議院で

一応行われておりますから、重複を避けまして新たな課題を中心にひとつ質問してみたい、こう思います。

まず、さきの大戦が終結をしまして三十七年余りを経過した現在ですけれども、戦後生まれがも

う半数以上を超えているわけですが、いまなおやっぱり大戦のつめ跡が残っている、こう言わなければなりません。この間、援護行政は幾多

の交遷を経て今日に至っておりますが、戦後どのような援護の行政が行われてきたか、時間もありませんから、ポイントだけひとつまずお伺いしたい、こう思います。

○政府委員(山本純男君) 要約して申し上げますと、戦後最初に手がけましたのは、六百六十余万人に及ぶ海外からの引揚者の援護というものがスタートでございました。その後、昭和二十七年に講和条約が発効いたしましたして、それから以降幾つかの重要な施策をやつてまいりました。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法を制定いたしました。第二は、戦傷病者に対する援護でございまして、これは昭和三十八年以降医療保障等に

の事業でございまして、昭和二十七年以来戦没者の遺骨収集、慰霊事業、そういうものを今日まで引き続き行っていました。

また、これ以外に、三十八年以降は戦没者の妻、父母その他の方々に対しまして特別給付金を支給する事業をいたしております。また、昭和四

十七年以降におきましては、日中国交回復に伴いまして新たに中国残留日本人の帰国日本人残留孤児の肉親調査、こういった事業を進めてまいっております。

○対馬孝且君　まあ、六百数十万、戦後海外同胞
引揚者を含めましていま御報告がございました

が、いまなお中国の引揚者問題あるいは通商収集問題というのは相当、やっぱり数多くこれからやらなければならない問題がある、こういう認識をいたしておるわけですが、この点はいかがですか。

○政府委員(山本純男君) 仰せのとおりでございまして、引き揚げにつきまして私も私どもが把握しておりますだけでもまだ千数百名の未帰還者が残されておりますし、また、中国孤児その他これまでに十分解明されておらなかった方々についての援護も今後とも必要でございます。遺骨収集その他もなお今後とも進める必要があるというふうに考

えっております。

○対馬孝且君　まあ認識は一致しておりますから、後でまた具体的にその点は申し上げます。

まず、今回の随調の答申に対して、大臣の基本的な考え方をひとつお伺いしておきたいのでありますが、さきの行政改革に関する答申で、いわゆる

る最終官申の中で、この「援護行政については戦争犠牲者の援護という業務の性質上、その業務は将来減少していく性質のものである。」と、まあ一般論的に言っているわけですが、「援

護局については、その業務が今後減少することから、その推移を見つつ他の部局との統合等を行うこととし、その際、福祉関係局の再編合理化を検討する。」と指摘を行っています。これは臨調の

最終答申の中にあるのでありますが、まず第一に、最終答申の「内部部局の再編合理化」のところで、厚生省関係では、第一に、「保健医療政策

局、「保健医療事業局」及び「生活衛生局」と、いずれも「仮称」ですが、「名称を改める」。そしてその次に援護局の統合、福祉関係局の再編合理化が出てきております。こういういきさつについてひとつ簡潔にお伺いしたい。

それから、臨調は各省が協力をすること、が大前提になっておりますから、援護局の統合というところについて厚生省も了承したとこのことであると思うが、大臣としてのこの考え方についていかなる態度をお持ちかということをお伺いしたい。

○国務大臣(林義郎君) 臨調の答申が、政府としてはこれを最大限に尊重してまいりたい、こういうことでございます。政府といたしましての行革大綱も五月二十日ぐらいにはまとめて出したいというのがいまの基本的な考え方でございます。

臨調としては、長年にわたりまして各方面からいろいろな御意見を聞かれ、その上に立って実行可能な行政改革の改革案を出したというふうな承ておるところでございます。厚生省行政につきましても、組織のあり方その他について見直しを求めておられるところでございます。厚生省といたしまして、また厚生大臣といたしまして、私もこの問題につきましては厳粛な気持ちで受けとめておるところでございます。

御指摘のありました援護局の統廃合の問題でございますが、先生いま御指摘ございましたように、援護行政の戦後からの推移等を見まして、いろいろと変遷をたどってきておられるわけでございます。やはりこの戦後のつめ跡というものの処理をうまくやっていかなければならないというのは厚生省の持つていますところの一つの大きな行政目的でございます。その仕事は、長期を考えれば、たとえば二十年、三十年と考えれば、このつめ跡は当然なくなってくるものだろうと、こう思うわけがあります。しかし、当面いまだになくなるかということになれば、私はノーだというふうな考えていいんだらうと、こう思います。それ

と、その業務の推移を見た上で必要な時期に他の部局との統廃合を検討すべきであるというのが私は臨調の答申だというふうな受けとめておられるわけでございます。援護局の機構につきましても、答申の趣旨を尊重しながら、戦争犠牲者に対する援護が確保されるように十分な配慮をして適切な対応を図ってまいりたい、こういうふうな考えているところでございます。

○対馬孝且君 確かに遺族年金あるいは障害年金、遺族給付金等の援護対象者は、かつて四十万人という、現在約十一万人に減少しております。遺骨収集も予算的に見て、昭和五十五年をピークに漸次減少してきている、こういう現象はわかりますけれども、いま大臣は、認識的には長期的にという意味です。それから理解をしますが、やっぱりこれから遺骨収集も年々困難な事情になってきています。後で申し上げますが、それとやっぱり裁定事務ということが非常に複雑になってきている。

こういうことをかみ合わせて考えますと、むしろ援護局の業務が、量的には減ってきていても質的には非常にだんだん困難な業務にならざるを得ない。ここを考えた場合に、後ほど申し上げる中国残留孤児の肉親捜しの業務なども非常に配慮が必要になってきているということをおかみ合わせて考えますと、やっぱりこうした状況は、援護局を統合するという問題は、やっぱりこれは軽々に扱われるものではない。これは第一にやっぱり職員の数にかかわる問題でもありまして、また、戦後のつめ跡がいまなお実質残っているという方々に対する温かい思いやりのある業務を遂行する、こういう考え方がいまましても、先ほど来大臣からお答えございましたが、いま一度、この点はそういう認識に立って考えていいかどうかというところを、ひとつ確認の意味でお伺いします。

○国務大臣(林義郎君) 対馬委員御指摘のとおり、援護行政というものは、戦後の諸問題の解決で量的にはだんだん減っていくことは私も

あるんだらうと思っております。しかし、それは昨今におけるところの遺骨収集の問題を見ましても、また、中国残留孤児の問題を見ましても、時がたてばたつほど質的には非常にむずかしくなっているというところはございます。だから、そういうようなことを踏まえて、やはりこの戦後処理の問題について一生懸命やらなければ国民の期待にこたえられないと、こういうことだろうと思っております。私も素直にその辺を受けとめてこの問題については対処していくべきものだろう、また、臨調の答申も、そういったことまで否定してはいるものだと考えていないところでございます。

○対馬孝且君 いま大臣答えられました。少なくともそういう基本姿勢でこれから対処してもらいたい、このことを強く申し上げておきます。

次に、海外戦没者の遺骨収集事業について、たとえば戦後処理の終了していない問題として、異国の地に眠る海外戦没者の遺骨収集事業についてお伺いしますけれども、太平洋戦争で命を失った日本人は三百四十万と聞いております。そのうち海外戦没者の数はどの程度と推計されておりますか。この点の集計がございましたら明らかにしてもらいたいと思っております。

○政府委員(山本純男君) 海外における戦没者の遺骨収集につきましては、昭和二十七年十月二十三日、米國管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する件につきまして閣議了解が行われまして、それに基づきまして二十八年二月から実施してきた状況でございます。

数を概略で申し上げますと、海外戦没者の概数は、沖縄、硫黄島を含めまして二百四十万人でございます。そのうちこれまで送還できました遺骨の数は二百二十万四千六百六十柱ということになっておりまして、残る部分がまだ未送還ということでございます。

○対馬孝且君 いま、異国の地に眠る数は二百四十万というお話がございました。私は、先ほど言った無言の帰国をされた方が約二十七万柱と、こ

ういうふう聞いておりますけれども、この点間違いないですか。

○政府委員(山本純男君) 先ほど申し上げました百二十万柱のうち、政府派遣団が収集送還いたしました数は御指摘のとおり二十六万九千三百二十柱でございます。私が申し上げました数字には、これ以外に、復員なさった方々等からもたらされました遺骨九十三万余りを含めた数を申し上げたわけでございます。

○対馬孝且君 それは、あれでしょう、三十年間の、たとえば同僚部隊が復員の際に持ち帰ったとか、遺族収集団とか、そういう全体の、いわゆる厚生省が収集した遺骨あるいはそれぞれの同僚部隊とかあるいは行った方々とか、こういうものを総合しての百二十万柱と、こういう理解でいいでしょう。

○政府委員(山本純男君) そのとおりでございます。

○対馬孝且君 わかりました。そこで、先ほどちょっと触れましたが、これは海外で戦没した人のまだ半分にすぎませんけれども、一番問題は、先ほど私も申し上げましたけれども、海外戦没者が最も多い中国、ソ連の地域でいまなお遺骨収集の受け入れが認められていません。したがって、何回も収集団が行っているフィリピンでさえも治安上の問題でなかなか足が踏み入れられないと、こういうこともございまして、このあたり、今後どのような方針で対処されようとしているのか、これを明らかにしてもらいたいと思っております。

○政府委員(山本純男君) 中国について申し上げますと、さきの大戦で中国で死なされた方々は約七十一万名おられたわけでございまして、このうち東北地区、旧満州でございまして、ここでも約二十五万、また雲南地区で約四万の方々の遺骨につきましては、その大部分が未収集であるのが現状でございます。これらの死没者の方々の御遺骨を調査し、または収集をするということは、私どもとしても長年

の懸案であるわけでございますが、やはり過ぎ去りました戦争をめぐりまして、中国のサイドの国民感情その他にもなかなかむずかしい問題がございますので、こういうものにも十分配慮しながら今後とも問題の解決について中国との間の協議その他をやつてまいりたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 これ、中国だけじゃなくてソ連地域もあるわけでしょう。それからフィリピンの問題だって、これ、フィリピンは治安上の問題からいって、なかなか全部収束したということは断定できないのじゃないですか。いま、中国のことはわかりました、後ほど申し上げますけれども、ここあたりも含めてどういうふうに考えているのか、これを明らかにしてください。

○政府委員(山本純男君) では次に、ソ連について申し上げます、ソ連との間では、三十一年十月に国交回復いたしましたから協議、交渉を続けておるわけでございますが、なかなか外交交渉の面では難色が見えておる、進捗がございせん。昭和五十四年にも若干の感觸がございまして、それを足がかりに五十五年、五十六年、五十七年と再三ソ連政府に対して申し入れを行つてゐるところでございますが、今日に至るまでまだ合意がでないでいるのが状況でございます。

数を申し上げますと、ソ連地域での死没者の概数は五万五千名ということでございまして、そのうち私どもがソ連側からの通告で承知しておりますところは、墓地二十六カ所に三千九百五十七柱の遺骨が埋葬されておるということでございまして、これにつきましてはそのうち二十一カ所につきまして墓参が実現しただけでございまして、遺骨の収集については実現されておりません。

また、フィリピンその他南方の島々につきましても、これまでわかりやすい地域につきましてはおおむね収集がはかどつておるわけでございまして、やはり御指摘のように、ジャングルでございましてか山の奥でありますとか、さらには地下ごうを構築してその中で戦死された方々が、地下ご

うが埋まつてしまつたために見つからないというふうなものにつきましては大変困難をきわめておりますが、いまなお戦友の方々あるいは在外公館等から遺骨がそこに存在することが非常に確かであるという情報は次々寄せられておる実情でございます。そういう情報に基づきまして毎年計画的に、なお残された遺骨の収集に努めておる状況でございます。

○対馬孝且君 まあこれは、いまお答えありましたが、厚生省だけの問題でなくて、外交上の問題、外務省にも来ていただいておりますので、後ほどこれに関連してお伺いしたいと思います。

いづれにしてもいま言つたように、中国では七十一万、ソビエトでは五万五千、わかつただけの数字でそれだけございすけれども、まだまだたくさんあると思ひます。いづれにしても、これら二つの問題をこれからはひとつ、外交ルートはもちろんでありますけれども、厚生省と外務省と、国を挙げての全体的なやつぱり対応ということが必要ではないか、こういうふうな考えをしておりますので、ここあたり、大臣にひとつお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林義郎君) 先ほど援護局長から御答弁申し上げましたように、まだいろいろなところに遺骨が残つておるし、いまもつていろいろな形で通報がございすといふことでありますから、やはり国民感情を踏まえるならばこの遺骨が早く収集される、あるべきところへ帰つてくるということが私は望ましいのだから、こう思つております。一層の努力を傾けなければならぬと思ひます。

この遺骨の問題というのは、一つには向こうの宗教的な考え方の違いがございまして、文化的な物の考え方の違いがございまして、やはり相手方に御納得をいただいて持つて帰るということをやらないといけないと思ひます。また、戦禍のあつたところでございすから、何で日本だけどうするんだと、こういうふうなことになるまでもやつぱりいけませんから、その辺は外交

ルートを通じて十分に相手方と交渉し、相手方の御納得をいただいてやっていくことが私は必要なことではないだろうか、こういうふうに考えているものでございす。

○対馬孝且君 いま大臣からお答えございましたけれども、そこらあたり、ただ一応の処理をするということよりもっと積極的に、国全体の問題として、政府全体としての対応をやつぱり迫られてゐる、ただ単に厚生省だけの問題ではないと、このことをひとつ受けとめてこれから対処してまいりたいと、これを強く申し上げておきます。

それから次に、衆議院の段階でも議論されたようにありますけれども、この間私新聞を見まして、これはトラック諸島の付近の海底に沈んだ日本船内の遺骨がアメリカ人のダイバーによつて記念撮影に使われている、何か一種の観光資源になつてゐるという報道を新聞で見ました。私も戦争に二年八月行つております。沖縄へ行つて生きた残つただけですから、本当は玉碎してゐる一人でありますけれども、このままでは海に散つた人たちの魂が浮かばれないのではないかと。私はあの新聞を見まして非常に、亡くなった方に思ひをいたした場合には、これはやつぱり大変重大な課題である。これは少なくとも観光資源などというものではないんだといふ点で、かつて神国丸一万二十トンに乗つていて九死に一生を得た野々山敏夫さんも言つておられますけれども、これはやつぱり国の遺骨収集の対策、またこれからの国を挙げたの対応というものが当然必要ではないかと、こういう切実な訴えをしております。援護局長の話もちょっと載つておりますけれども、この点大臣のようにお考えになつてこれから対応されようとしてゐるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(山本純男君) 御指摘のとおり、私も大変心を痛めてゐる問題でございます。トラック島の沈没艦船の遺骨収集につきましては、これまで部分的に了解がとれましたものだけが実施できてきた状況でございまして、御記憶かと思ひま

すが、四十八年には潜水艦伊一六九号についてだけ交渉が成立いたして、そこからその潜水艦の遺骨だけが収集できたわけでございす。

その後、交渉いたしましてもなかなか進展がございせん。ことにそういう新聞の報道もございまして、本年に入りまして外務省に私もからもお願いをいたしまして、外務省からはこの春以降現地の総領事館に政府交渉をまた一段とするようにというふうな指示をしていただいております。ことを私も伺つております。

○対馬孝且君 大臣、どうですか。

○国務大臣(林義郎君) この遺骨の問題、衆議院の委員会でもお話が出ましたし、私も新聞記事を見まして非常に残念なことだと思つておるし、日本人の気持ちとしてやつぱり遺骨が観光資源になつたりなんかしてゐるというのは、本当に死んだ方の魂が浮かばれないだろうという気持ち、先生の御指摘のとおり私も全く同感なんです。何とか早くやらなくちゃならないといふことでございすし、外務省にもお願いして、二月十五日なり三月十七日にそれぞれ指令を出していただいて、向こうとの折衝をやつていただいております。

先ほど申しましたように、日本人というのは遺骨を非常に大切にする国民である。ところが、どうもこういつた地域の方々は、同じ宗教を持つていないものから、宗教的な違いも一つあるのかなといふことを考えておりますが、やはりそこは日本人の国民感情を十分に向こう側に理解をしていただいてできるだけ早くこの問題が解決できるように一層の努力をしていかなければならぬ問題のようによつておる。

○対馬孝且君 いま大臣が一層の努力をするといふことでございすから、今後単に遺骨収集を派遣しても四十年近くを経過して、数多く収集できるわけではないと思ひますけれども、あの南方のジャングル地帯の問題とか、非常に危険が伴う問題もございすけれども、いま大臣も言われましたように、遺族の気持ちの立場に立つて、国民

感情というのを推しはかりながらひとつ最善の努力をしていただく。戦後処理の結末はついていない、こういう基本姿勢に立つてひとつ対処してもらいたい、このことを申し上げておきます。

次に、戦後処理問題につきまして総理府にちょっとお伺いしたいのでありますが、実は、戦後処理問題懇談会というのが昨年の六月三十日に発足しましたね。総務長官の私的諮問機関ということ

で戦後処理問題懇談会ということに発足されているのでありますが、今日、一体どういうテーマでどういう議論がなされているのか、まずこれをお聞きしたいと思います。

○説明員(龍宝惟男君) 先生お話しのとおり、戦後処理問題をどのように考えるべきかということ、を公正な立場で御検討いただきますために、民間の七名の有識者の方々に御集まりをいただきまして、戦後処理問題懇談会というのを開催させていただいております。

懇談会はおおむね月一回程度のペースでこれまで六回開催をされてきておりますけれども、第一回目の会合でこの懇談会の運営をどのようにすればいいかということについて委員の先生方から御議論もいろいろございまして、この問題は大きく分けて二つの問題である、行政面でこれら一体どういふような施策が講ぜられてきたかということとをまず十分ヒヤリングをして、そういう勉強の上に立つて検討をし、あるいは議論を進めていくというふうなことが決まりました。現在関係各省庁から、ただいまお話しがありました援護行政の経緯であるとか、あるいは恩給の資格者の問題、シベリアの強制抑留者の問題、在外財産の補償の問題等々につきまして、それぞれこれまで政府が講じてきた施策等についてのヒヤリングを行っている、こういう段階でございます。

○対馬孝且君 いま、検討をする幾つかの課題、三点ほど挙げられましたけれども、国内でも空襲で亡くなった人の遺族への弔慰金をどうするかという問題、あるいはまた障害をこうむった人をどうするか。また、新聞あるいは国会でも話題にな

りましたけれども、台湾の元日本兵に対する補償問題、こういう幾つかの問題もありますね、まだ課題には上がっておりませんけれども。しかし、これらをどういふふうに進めていくか、あるいはあるいは立法問題にもなり得る問題でもございすけれども、政府・与党の責任であると思ひますけれども、これらの課題を含めてどう対処されるのか、これをひとつお伺いします。

○説明員(龍宝惟男君) いわゆる戦後処理問題というふうな申しします場合に、一体どの程度の範囲でこれを考えていくのかということにつきましてはいろいろな考え方がございすけれども、一応戦後処理問題一般というふうなことでこれまでの考え方の経緯を申し述べますと、さきの大戦ではすべての国民が、程度の差はございすけれども、生命、身体、財産上いろいろな意味での損害をこうむった、これは国民の一人一人の方々に受けとめていただかなければならないという、そういうふうな面も持っておりまして、ただ、もちろん政府といたしましては、その間、国の特別の施策が必要と思われる方々に対しましてはいろいろな施策なり助成なりの措置を講じてまいりましたところでございます。政府といたしましては、先ほどお話しがありました遺骨収集等まだ継続していかく施策もございすけれども、新しいものといいたしましては、昭和四十二年に引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、この制定をいたしました際に、一応戦後処理に関する問題は終結したというふうな考えをまいりましたわけでございす。

しかしながら、その後、先ほど申し上げました三つの問題等、各方面から戦後処理に関する非常に強い御要望がございすので、もう一度ここで戦後処理問題懇談会を開催して、この問題をどう考えるべきかということをお検討いただくということでございます。

懇談会では、先ほど申し上げましたとおり、いま三つの問題を中心にヒヤリングを進めておりま

す。この三つの問題以外にどういふふうな問題を取り上げていくかということは、これはまさに委員の先生方に決めていただくべき事柄でございまして、私どもの立場でいろいろ申し上げることは必ずしも適当でないでございすけれども、戦後処理問題と申しますと大変広い、また、限りのない問題になってまいりますので、やはりこの三つの問題、それからそれに直接関連のある問題というふうなことで議論を重ねていただきまして結論をいただくんではないかというふうに考えております。

政府といたしましては、結論をいただきましたら、懇談会の御議論を尊重し、かつ、そこから得られました検討結果を踏まえて対応策を考えてまいりたい、このように考えております。

○対馬孝且君 これ、在外財産の補償、シベリアの戦後抑留者の補償、恩給の資格者、こういう問題だ、いろいろいまあなたが答弁されましたけれども、実際問題としてこれ新聞報道などを見ますと、国としては、どうもやっぱり一貫して、財政上の問題を基本にして戦後処理は全部終わったというところで一応の幕を引こうとした経緯があるわけでありまして、やっぱりかなり自民党さんの問題提起、あるいは世論的な問題等もこれありまして、結果的にこの戦後処理問題懇談会ということが発足をせざるを得なかった。この中に私はちよつとやっぱり本音が出てくると思うんですけれども、渡辺大蔵大臣が、はっきり新聞報道の中に出てくるのは、いや、問題は金だ、予算上の問題なんだというふうなことをずいぶん言って、当時の渡辺大蔵大臣の言葉をかりれば、これは全体をやるとしたら総額で一兆円ぐらいかかるというふうな話をして、何か取り組むのではなしに後向きの姿勢になっている。こういうことでは、せっかくつくった戦後処理問題懇談会というのが前に行って取り組むんではなくてむしろ後ろ向き、財政上これはできないんだという、そういう方向になっていったら大変なことになるんじゃないか、こういう懸念を持つ一人です。

そこあたりは、そうではなしに、やっぱり戦後処理問題という範囲はもろに広範囲にわたっていますけれども、最低、あるいはどこからどこまでという問題はあっても、現実的に具体的にシベリア抑留の問題にしろ、在外財産の補償の問題にしてもあるんですから、これは何か財政が基本になって議論されるという進み方はやっぱり本末転倒しているんじゃないか、こういう感を深くするのでありますが、この点、どういふふうな受けとめておりますか。

○説明員(龍宝惟男君) 戦後処理問題について何らかの措置ということになった場合に、もちろん財政上の問題というものがあつたことは事実でございますが、私どももいたしましては、あくまでも民間の有識者の方々に御集まりをいただきました趣旨は、公正な立場からこの問題を新しい目で検討していただいた御結論をいただく、こういうこととございすので、政府といたしましてはその結論を待ちまして、それを踏まえて対応策を決めてまいります、このように考えております。

○対馬孝且君 いま申し上げましたように、何か財政上の問題というのを盾に問題を進めるのではなくて、やっぱり実際に具体的な補償の問題にしても抑留の問題にしてもあるいは遺骨の問題にしても、本当に民族の悲願としてやっぱり解決さるべきだということを基本に据えて行かなくてはならない、そこあたりひとつ、もちろんただ難問題であるから引き延ばせばいいという式のものではない、そこあたりひとつ、もちろん懇談会の結論を待つということとでは、結論をむしろ最優先に尊重してそして解決に当たると、この考え方を総理府としてお持ちかどうか、これは、はっきり確認しておきます。

○説明員(龍宝惟男君) 私どももいたしましては、処理問題から結論をいただきましたら、その間の議論を尊重いたしまして、また、検討結果を踏まえて対応策を考えてまいりたい、このように考えております。

○対馬孝且君 本当はきょう総務長官に來てもら

つてと思つたけれども、時間的な都合がつかなくなつたからこれは割きましたけれども、それだけひとつ対処するように強く申し上げておきます。

それから、旧軍関係の恩給審査事務処理状況の問題について厚生省にお伺いしたいのであります。私が、私も地方へ帰りますと、非常に、旧軍関係の恩給の審査の事務処理がさっぱり進まない、一体どうなっているんだということがずいぶんうるさく言われるわけです。したがってこれはやっぱり、厚生省あるいは泉閣で、現在実際に未決の手持ちの件数がどの程度あるのか、これをひとつはつきりお示し願いたい、こう思います。

○政府委員(山本純男君) 御指摘の、軍人恩給関係の審査の事務、事務と申しますのは、内容といひましては、一時恩給一時金、それから六十歳以上の者に対する加算年の金額計算いわゆる加算改定、これが主たる内容でございます。その現在未処理の件数を申し上げますと、厚生省で未処理になつておりますものが八万三千二百件、都道府県の段階にありましてまだ上がつてまいりませんのが一万二千二百件、合わせまして九万五千四百件ということになっております。

○対馬孝且君 いま聞いただけでも気が遠くなるような数字で、やっぱりこれ、審査して検討している間に亡くなつていく人もかなり多いんですよ。これは切実に僕は聞かされてる。出してから三年も五年もなつて、その間にこの世を去つていく。これではやっぱり戦争の犠牲になつた方々としては報われなかつたと思ふ。僕は、これは私は実際に自分自身が手をかけてやったこともございませうけれども、あなた方、もう少しその辺の作業の滞りを解消していくことを具体的に考えないと、私が聞いてるだけでも、審査しているうちに、出してから亡くなつた方三人いますよ、審査の結果を見ないうちに。この人は本当に気の毒なんだな。こういう問題について、いま聞くと、九万五千件いまだお残つてゐるという話の内訳があつたけれども、こゝろあたり、具体的にどういふふうにかこれから見直しをつけて作業をし

ていこうとするのか。この点、はつきりひとつ示してください。

○政府委員(山本純男君) 事務が停滞したとして、請求者の方々に大変迷惑をかけておる点は深く反省いたしております。従来のペースでまいりますとまだ二、三年の期間を要するよう量の仕事は未処理になつておるわけでございしますが、そういう状況を私も深く心にためまして、これを一日も早く解決できるように、とても三年までは待ち切れないという方々でございしますので、ひとつ少しく、何カ月でもこれが早く終了するように、事務をスピードアップして進めてまいりたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 スピードアップすると言つたつて、いまの現状のままではどうにもスピードアップはできないんじゃないの。たとえばコンピュータ時代を迎えているし、人的な問題ももちろんあると思ひますけれども、やっぱりただスピードアップしていきまうとか、何とか早めたいという気持ちだけ言つたつて、これは気持ちだけの話であつて、具体的にどういふふうにしたらたとえば三年が一年に早まるかとか、あるいはやる場合にも高齢者の、特に病弱者の方々の扱いを先行するとか、やっぱり何らかの手だてを講じなきゃ、これは僕はどうにもならぬと思ふんですよ。ただいつもの国会答弁と同じに、できるだけスピードを速くしてできるだけスムーズにということをつたつてしようがないんじゃないですか。もつと具体的に、それじゃスピードを上げるためにどういふ具体策があるのか、こういうものをひとつ出して下さいよ。これはずいぶん私も聞かれるんですよ、本場にわれわれの責任だと思つてゐるんです、率直に申し上げて。この点どうですか。

○政府委員(山本純男君) 具体的というその細かい事務の進め方まで私のところでは申し上げる準備がないわけでございすけれども、先生、例としてコンピュータというようにおっしゃるやいまいしたけれども、たとえば、業務の一部の中

で外に委託できるものは委託をする、その他業務を促進する方法がございまして、昨年来いろいろ担当の方では業務の促進の検討を行つております。これ、もしあれでございしたら、後日、や具体的促進の腹づもりにつきましては、また別途ひとつ御説明をさせていただきますと思ひます。今日はちよつと用意ございせんので、抽象的なことで恐縮でございしますが、実際にこれをスピードアップするように作業を進めておることは事実でございすので、御了承をいただきたいと思ひます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 委員長からも申しませんが、それは局長、堂々めぐりをしてもしようがないから、具体的なやつができたなら、この国会中に社務の委員会に対馬委員に提示すると、抽象論ではなくて具体論を。そうしましう。具体論が出たらこの委員会に提示してもらふ。私も軍隊に四年半行つてゐますからね。軍恩の関係、全体の皆さんに大分関係ありますから。

○政府委員(山本純男君) 委員長御指摘のとおり、対馬先生にまず御説明をいたしまして、その結果、必要でございしたら必要な資料を委員会に御提出するようにいたします。

○委員長(目黒今朝次郎君) では、お願いいたします。

○対馬孝且君 いま、委員長の取り計らいで、そういう具体案を提示をするということですから、間違ひなく今国会中にひとつ提出をしてもらいたい、これです。大臣、いま聞かれるとおり、この問題は、まあいま具体案を出すということですからそれで一応了としますけれども、戦後三十七年経過しましたけれども、戦後はまだ終わつていないということですよ、いまやりとりを聞いておわりのとおりでね。毎国会、戦傷病者戦没者遺族等援護法に対する衆参両院における附帯決議を出しているんですよ。これ定例なんだよ、実問題として。後ほどわが党及び野党共同提案で修正案等を出しますけれども、政府もこれは一般戦災者国家補償の精

神で手を差し伸べる必要があり、それでなくともいつまでも戦後は終わらぬのではないか、こういう懸念を持つものであります。したがつて、残された一般戦災者の援護を考えると、先ほども申し上げましたけれども、援護局の業務を縮小されるというようなことのないように、その使命を持つてひとつやってもいい。特に援護行政の推進は、いまのやりとりをお聞きのとおり、やっぱりきつめて重大な国家的課題である、こういうことで推進をしてもらいたいということで大にひとつお伺いしますが、いかがですか。

○国務大臣(林義郎君) 一般戦災者に対してどうするかという問題につきましては、先ほど総理府の方からも御答弁がございましたし、私も同じ考え方を持つておるわけでございすから、この場合にあって繰返すことはいたしません。

ただ、援護局の仕事につきましては、冒頭、先生からのお話にもございましたように、戦後の問題の処理がいろいろとまだ残つておる、量的にはだんだん少なくなつてきておるけれども、質的にはむしろさういふこと、さういふことをまださらにやつていかなければならない、こういう形で援護局の仕事というものはまだまだ当分続いていくだろう、こう思つておりますし、そういう意味で、いま御指摘のありましたような事務処理体制を進めていくというようにすることにつきましても十分配慮してやつてまいりたい、こういうふうに考えているところでございす。

○対馬孝且君 ぜひ、いま大臣のお答えになつたとおりこれから促進をし、また、実施されるように、強く要望を申し上げておきます。

それでは次に、中国の残留孤児の問題につきまして、まず、訪日調査の基本認識が一致しているかどうかということをお伺いしたいのであります。が、さきに実施されました三回目の訪日調査によりますと、来日した四十五人の孤児のうち二十二名が劇的な対面を果たしたということは記憶に新しいこととございす。が、なお調査中の者が、私の調べによりますと、五十八年三月十二日現在八

百二十一人という状況である。五十八年度予算では、厚生大臣も努力をされまして、訪日調査の枠がさらに拡大されたということになっておりますけれども、六十人掛ける三回ですから百八十名です。ね、これ。したがって、増員されていることはわかりますけれども、仮に現在公式ルートを通じて調査を申し入れてきた者だけでも、このペースですと五と五年ちよっとかかるんじゃないんですか。したがって、関係者はだんだん高齢になつてきているし、それから証拠の確度の低下等考えるまでもないわけですが、本問題の解決を短期集中的に、何らかの対策が必要ではないか。これ、私のところにも手紙の来たものもありすけれども、こういう問題等も踏まえて、特に訪日調査の今後の方向について大臣の基本的な認識をまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(林義郎君) 中国孤児の問題につきましては、戦後の時代大変苦難な目に遭われた方でありまして、肉親を思ふ気持ちというものは人一倍なものがあるということを、私も今回の孤児の来日の場合いろいろ接しまして、本当に身をもつて感じたところでございます。また、日本におけるところの親族の心情や立場などというものも十分考えてこの問題を進めていかなければならない、こう思っているところであります。

御指摘のように、時間がかかるから早くやれという気持ちは、全く私もそのとおりだと思いますが、やはり受け入れの体制、それからまた、いろんな手続をしていくこと、実際に三二十年も別れていくわけですから、きのうきょう会つて別れたという人とは違つて、なかなかむずかしい問題もありますし、十分に意を尽くしてやらなければならぬものがあるように思います。同時に、帰国をした後の定着化対策、その他いろいろのにつきましても万全の措置を講じなければ、せっかく日本に帰つて肉親にめぐり会えたけれども、後、どうにもならないという形になりまして、もいかぬだろう、こう思いますし、さらには、中国側との話し合いもございしますので、そういった

点を踏まえまして、できるだけ早くすべての中国残留孤児が目的を達成できるようにこれからも努力をいたしたい、私はこういうふうな考えでいるところでございます。

○対馬孝且君 大臣、いずれにしても先ほど申し上げたように、百八十名ずつ行つたにしても、現在上がつていてのだけで五年かかるわけですね、どういったつて。だから、そこを早急に進めるようにしたいという答弁ですから、ひとつもう少し進めて、次の問題として、訪日調査について日中両政府の事務協議により五十八年度引き続き実施する線で原則的に合意されたと、これは間違いないと思うんですが、そうなりますと、来年度以降の本調査の実施の見通し、これをまず聞かしてもらいたいということ、先ほど申しましたように、早める早めるという抽象的なことを言つてもしょうがないんで、ある程度やっぱり年次計画というものも策定する必要があるんじゃないか、こういう点もあわせてひとつお伺いしたい。どうですか、この点。

○政府委員(山本純男君) 御指摘のとおり、この問題は大変急がなければならない面があると私も理解しておりますし、この点につきましても、この春、事務レベルで中国の職員との間で協議をいたしました際にも、中国側もやはり同様の理解でございまして、日本における肉親の方のみならず、中国における養父母その他身内の方々についても老齢化の時期が参つておりまして、基本的にはこれはなるべく促進すべきであるという点では意見は一致いたしましたわけでございますが、しかしながら具体的な進め方という点になりますと、これはなかなか外交交渉を経なければならぬ点にむずかしさがございまして、基本的な認識は一致したものでございますけれども、たとえば五十八年度百八十人という訪日調査の予算を私ども計上いたしておるわけでございますが、これにつきましても原則の合意だけでございまして、それを具体的に何回に分けて何名ずつ訪日させるかという点になりますと、これは実はまだいま在

外公館を通して現に折衝が始まつておるというまだ段階でございます。そういうところから、いまま、具体的な運びがなかなか思うに任せない点もあるわけでございます。

そこで、将来の進め方でございしますが、一つは、先ほど八百十六名の方が身元不明という御指摘ございましたけれども、この中にはすでに一度訪日調査をいたしました方が身元がわからなかった方が数十名含まれておりまして、概数で申ししますと約七百五十名ぐらいの方がまだ日本の土を一度も踏んだことがないという方が現におられる。私もその七百五十名ほどの方々に、とにかく一度日本の土を踏んでいただく、それが一番の優先的な課題ではないかと考えております。これを百八十人ずつやってまいりますと御指摘のように四年もかかってまいりますので、いま少しでもこれを促進したいと思つてございまして、具体的な計画を立てるといふことになつてまいりますが、これはむしろ外交交渉を前提に決めるべきことなだけに、私も一方的に計画を立ててしまふのはかえつて交渉面で感情的にもなりかねないと思つたので、その辺はなるべく促進するというところで今後とも中国との間で鋭意交渉を続けることにいたしましたと思ひます。

また、これ以外に、調査の方法につきましても、現地、東北地区におきます事情調査というものが必ずしも行き届いていなかったということも、私もいろいろ感じておるわけでございますが、この点につきましても行政機関の職員あるいは報道関係の方から協力のお申し出があったりいたしまつて、ひとつ現地の調査をもう少し進めたいというところでも中国側との間で交渉をいたしておりますのでございまして、これにつきましても、現段階では中国側が大変積極的でございます。できれば現地における調査は全部中国政府、中央、地方の政府に任せてくれという段階でございます。これは今後ともひとつなるべく私もそれにしてお手伝いできるような状況になれるよう交渉をなお進

めていきたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 いまありましたけれども、もちろん相手側の事情はあるだろうけれども、もう少し突っ込んだ事務協議の中でも計画的、統一的な案を策定すると、そういうやつぱり姿勢を持つべきだと思ふんだけれども、まあいままあなたも認めているから次の質問はやめますけれども、大体、ほとんど実態調査というのはいないんじゃないんですか、いまこの東北地区なんかの関係からいきますと。

そういう問題を含めて、いま外務省来ておりますから、これ、昨年の三月十日の予算委員会でも、外務省のアジア局長が質問者にご答えていらっしゃる。特に、いま援護局長もお認めになつたように、中国東北地区の調査がまだ相当数進んでいない。まあ一万あるいは二万を超える数に上るのではない。まあ一かという御指摘がありまして、総領事館をつくる必要があるのではないかと、こういう質問に対しては、外務省のアジア局長は、総領事館を追加する場合に中国東北北部、もしやる場合には中国東北北部を一番優先してひとつ進めてまいりたいと、こういう答弁に相なつていらっしゃるんですが、旧満州地区ですね、東北地区、この問題について、その後どういう検討が進んでいるのか、これをひとつ外務省からお聞かせしてもらいたいと思ひます。

○説明員(恩田宗君) 東北地方は、先生御指摘のとおり多くの残留孤児が居住して、わが国とは非常に関係の深い地域でございますので、わが国としてはこの地方に総領事館を設置することが望ましいというふうには考えております。もちろん、総領事館の設置につきましては予算の制約でございまして、それからそのほかの国における総領事館設置との優先順位の問題もございまして、五十八年度予算要求におきましては、ジュネッダに総領事館を設置するというところでお認めをお願いしたところでございまして、私もその国としての勘案、それから予算上の問題等を勘案いたしまし

て前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 前向きはいけれども、去年の予算委員会から、もう一年経過しているわけだから、ある程度具体化されていんじゃないかというところが考えられますが、この点、前向きに検討したいということだから、ぜひこれを早急にやってもいい。そうしないとなかなか進まない、先ほども言われているように。

そこで、これも厚生省にお伺いするんですけれども、総領事館ができるまでの間厚生省の現地事務所をつくるというように考えた方がいいんじゃないか、現地出張所みたいなものを。そういうことでとりあえず総領事館ができるまでの間の調査の促進を速めていくということも一つの方法ではないかと、こう考えるんですが、どうですか、この点。

○政府委員(山本純男君) 中国政府との交渉の関係では、私どもとしては、現在北京の公館を経由して鋭意やっていたおつもりでございます。すけれども、やはり現地の状況について、もう少し私どもとしても孤児の身元を明らかにできるようないろいろ資料その他を手に入れたいという気持ちは十分ございます。これを現地事務所というような公の形でできるかどうかは、また外務省その他の御意見も聞かなければいけないことかと思ひますけれども、先ほど申しましたように、私どもの担当の者が現地に参りまして調査活動そのものをやるということは大変むずかしいようでございます。現地の中国側の政府の調査活動に何らかの協力をし、貢献をするということは可能性はあるのではないかと考えておまして、ひとつ、なるべくそういうことを実現する形で事態を進展していきたい。それがまた、さらに領事館をつくっていただければ、あるいは私どもの事務所が開設できるということになれば一層望ましいこととでございますけれども、状況から言いましてなかなか急速な実現はむずかしいかのように承知しておりますので、それ以外の方法でございまして

も、結果として現地のいろいろな資料が私どもとして把握できますような方向で一層努力をしていきたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 一層努力するということだけども、申し上げなければならぬのは、公開調査の実施の実態を見ても、公開調査の実施状況というのは、昭和五十年三月以降、五十六年の一月まで九回実施されていまして、しかしこれ、二百三十五人の身元が判明しているということ、最近二年間以上実際に調査は行っていないんじゃないですか。つまり、十回目の調査というのは、実施見通しは一体どういふふうになるのか、こういう点から私は申し上げているのであって、どうもそこらあたりが、やっているやっていると云ったって、九回目はやつたけれども、十回目はまだ見通しも立っていないんじゃないか。

それから、外務省にも強く申し上げておきたいけれども、予算上の制約があるということとはわかっては、中国の旧満州です、東北地区を最優先に措置をするというアジア局長の答弁なんだから、少なくとももう一年経過している、具体的にある程度めどをやつたり示してもらいたい。今国会中にめどを明らかにできるようにひとつ促進をしてもらいたい。両方に申し上げます。

○政府委員(山本純男君) 御指摘のとおり、訪日調査という事業を始めましてからは公開調査をやっております。訪日の決まりました六十名なり、今回で言いますと四十五名なり、訪日される方についてはこれを報道機関の御協力を得まして情報を広くお知らせするということをやっております。今回、これまでの調査その他で身元がわかっておりません、先ほど申し上げました八百十六名の方々ににつきましては、これを、写真と私どもが持つております資料を登録いたしました冊子をまとめまして、省ごとに三分冊にまとめたわけでございますが、これを全国の都道府県市区町村に配付をいたして一般の閲覧に供するということをいたしました。また同時に、これを

民間のボランティア団体、それから元開拓団の関係の方々がつくつておられます団体等がございまして、そういう団体の中で御協力を得られるところにはこの冊子を差し上げまして御協力をお願いしているところでございます。

○説明員(恩田宗君) 昨年の参議院の予算委員会では、アジア局長よりお答えいたしました趣旨は、実は、現在中国には、北京の大使館以外に広州と上海、二つの総領事館がございまして、もし中国において総領事館を追加することになった場合は、東北地方の瀋陽あたりが一番優先順位が高いのではないかと考えております、こういうことでございます。

両国の間ではお互いに相互主義をとっておりまして、総領事館を同じ数だけ設置することになっております。もし中国に追加する場合は私どもとしては瀋陽が優先順位が高いというふうに考えておりますが、外務省全体として在外公館をどこにどれだけ設置するかという問題についてはいろいろ考慮がございまして、一度にたくさんは総領事館をつくるというわけにもまいりませんので、今後外務省として検討をいたしまして、いろいろな考慮を払った上で決めていかせていただきたい、こういうふうに考えております。

○対馬孝且君 あと一問で終わります。

したがって、大臣いまお聞きのとおりで、これはもちろん外務省の問題でもありますが、厚生大臣という立場で、非常にやっばり調査がはかっているというよりもむしろ進めなきやならぬ立場にあるし、これまで森下厚生大臣時代にも、昨年来日したときに涙ながらに森下厚生大臣も訴え続けておりましたけれども、国民に向かって、積極的にこれをひとつやっつけていくという気持ちを示されていますけれども、いまお聞きのとおりな中で、大臣最後に、これを積極的に進める決意のほどをひとつ明らかにしてもらいたい、こう思います。

○國務大臣(林義郎君) 中国残留孤児の問題は、戦後の大変痛ましい私はつめ跡だと思ひますし、

この問題をできるだけ早く解決をしなければならぬのは日本国政府としても当然考えていかなければならない話だろと思ひます。と同時に、中国との関係でございまして、日中友好という観点、日中共同声明の中にもありますところの精神に基づきまして私たちはこの問題を取り進めていかなければならない。いろんな公開調査の話であるとか、総領事館をどうするとかいろいろ問題ありますが、基本的にはできるだけ早く私は考えていかなければならない、これがやっばり人道主義の立場に立つわが国の立場だろ、こういうふうにしていくところでございまして。

○対馬孝且君 終わります。

○中野鉄造君 今年度は恩給等の支給額が据え置かれたことから、援護も、年金額の引き上げというものが行われない。給付金の関係の法律改正がそこでその柱となつてまいりますが、この際、この問題に関連して若干お尋ねいたします。現在、体系としては、戦没者等の妻に対するもの、それから戦没者等の遺族に対するもの、戦傷病者等の妻に対するもの、戦没者の父母等に対するもの、こういう四つの法律からできていると思ひますが、これらの方々に対するその支給額は何を根拠にどのように決められておりますか。

○政府委員(山本純男君) 援護法におきます年金額の決め方と申しますのは、基本的には公務員の給与というものを中心にいたしまして、その他経済、社会その他のものもろろの状況を勘案して決めるというふうになっておるわけでございます。それがたまたま類似の制度として恩給法という制度がございまして、従来からの恩給法と私どもの法律との間では歩調をそろえて給付の水準を決めるというところをいたしてきております。

○中野鉄造君 現在の受給者は、それぞれ法律別にどのくらいの推計人数になっておりますか。それと、その受給者の平均年齢はいかがですか。

○政府委員(山本純男君) 給付の種類別に受給者の数を申し上げますと、遺族年金等受給者が昭和

五十七年度につきましては十一万二千九百三十三人というふうに見ております。また、戦没者の妻に対する特別給付金は対象者三十六万件、また、戦傷病者等の妻に対する特別給付金は対象者十三万件、戦没者の父母等に対する特別給付金は七千件、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は百三十四万件というふうに見ております。

また、対象者の平均年齢は、特別給付金について申し上げますと、戦没者の妻の場合六十六歳、戦傷病者等の妻につきましては、これは私も年齢を把握しておりません。戦没者の父母の場合には八十四歳、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受給者の年齢については、私も把握しておりません。

○中野鉄造君 そうしますと、それぞれの制度の受給資格が法定時よりおくれで発生し、継続された時点で受給資格が発生するようないわゆる後発の受給者についてどのような給付額で支給されておりますか。

○政府委員(山本純男君) これは、一つには戦傷病者の方が亡くなられたために新しく戦没者の遺族という立場になられた方の場合、それからまた、そういうものになります遺族年金等の給付要件が拡大された結果、新しく戦没者の遺族という立場になられたという場合、そういう方々について、もとなる給付の時期とはおくれまして特別給付金の支給が始まるわけでございますが、その場合にはこれまで数回給付金を支給してまいったわけでございますが、その第一回の金額から始めていただくということが原則になっております。

○中野鉄造君 すなわち後発の受給者は、支給の時期はおくれしているけれども、先発の受給者から支給を始める、こういうことなんですね。たとえば戦没者等の妻に対する給付金を例にとりまして、三十八年支給の二十万円を三十八年から四十八年の間に公務傷病等で死亡し、受給資格の発生した者に支給する、こういった形式をとっておるわけですが、こういう給付の方法をとる理

由はどういうところにあるんですか。

○政府委員(山本純男君) この給付金の性格が、遺族年金を受けるような立場の方が夫なり子供さんなりを亡くされた、そういう非常にお気の毒な状況に置かれたとして、これをお慰めするということにございまして、したがって、年金その他のような要件のもとに継続的に支給される給付金というものは性格が違っておるというふうにも私ども考えておりました。そういう意味からは、ある意味では継続ということをお回しやうてまいりまして、今回また継続をお願いしておるわけでございますが、これは初めから当然に継続する定期給付ではないわけでございます。私どもとしてその都度必要があるという場合にお断りをお願いいたします。また、国会の場合でもその都度御審議をいたしてお決めたに決まってきた状況でございます。そういうところから、同じ立場になられた方の場合には、当初昭和三十八年に特別給付金という制度が設けられたときの状況をその方にも適用をいたす、その後また同じ立場の方が継続になった場合には、十年なり五年なりの償還期間が経りました段階で、それをまたそれに準じて継続をいたすということを進めてまいったわけでございます。

○中野鉄造君 この受給者の先発者と後発者ととあるわけですが、その後発受給者の平均年齢、そういったようなものを考え、またおくれで支給が始まる、そういうようなことから勘案しまして、この間の貨幣価値の低下、そういったようなことを考えますと、後発者にも先発者に支給されていると同額の額を支給してもよいのではないかと、こういう考えも出てくるわけですが、その点はいかがでしょうか。

それと二点目には、次期予算要求の段階には、この点を十分考慮していただけますか。いかがですか。

○政府委員(山本純男君) 仰せのような状況を私どももお話を伺うことがございまして、あるいはそういう状況には私も耳を傾けなければいけな

いかというあれもございしますが、しかし、一方ではやはりこの制度、昭和三十八年以来すでに二十年間にわたって運営をしております。これをいまからたてまえを改めてまいりまして、この問題が出てまいりまして、極端に言いますと、この給付金という制度の性格を見直さなければいけないというような基本問題にもなるものでございまして、かつ、その問題につきましまして、ちよつと古くはなりましたけれども、昭和四十八年でございますが、妻に対する給付金の第二回目の継続が決まりましたときでございますが、そのときに一度、有識者の方々にもかなり御議論をいただきました結果、やはり今日のような制度でいくということが決まっていたこともござい

ます。これを要するということは大変むずかしいのでございますが、しかし先生のような御意見も一つの御意見であるかどうかに受けとめまして、これが次回継続するかどうかということは、これはまた大変大きな問題として、次の、今回お願いしております給付金の償還が終わりますと五年先でございまして十年、父母でございまして五年先でございまして、いまからこれを私も云々する立場にならぬと思うのでございまして、そういう御意見もひとつ私ども十分勉強させていただきたいと思っております。

○中野鉄造君 では次に、中国残留日本人孤児の問題に関連して若干お尋ねいたします。先ほどから数回お尋ねがございまして、先ほど、過去三回の訪日調査を終えた現時点での大臣の所感、並びに今後の方策について、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(林義郎君) 中国残留孤児の問題は、私は、戦後、直後のときの問題として、同胞が大変な苦しみを受けられたということを、戦後三十八年たつていまの段階になりました、こうした事態を迎えるということに対して、本当に涙なくして語れないものだろうと、こう思います。そうしたことからいたしまして、基本的には、残つて

おられる方がまだまだ多くおられるわけでありまして、この方々ができるだけ早くその希望が達成できるようにしなければならぬと、こう思っているところでございます。

ただ、長い間中国におられたわけでございますし、また、現実に中国におられる方々でございますから、日中国交回復の基本的な精神に基づいて、わが国は中国国民に対して深く戦争のことについて反省すると、こういう基本的な考え方に基づいて話を進めていかなければならぬものだろうと思っております。これは単に私は日本政府としてということではなくて、日本国民全般としてやっぱ考えていかなければならぬことであります。政府のいろいろな仕事のみならず、関連するところのボランティアの諸団体、あるいは報道機関の方々にも大変に御協力をいただいているところであります。そうした国民的な立場に立つてこの問題を進めていくことが必要ではないかと、こういうふうにも思っているところでございます。

○中野鉄造君 いま大臣の御答弁にありましたようなその意味からも、今回設立いたしました中国残留孤児援護基金の設立というものは非常に私も喜ばしいものだと思っておりますが、この基金の概要についてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(山本純男君) 本年四月一日、財団法人中国残留孤児援護基金が設立されたわけでございます。その概要について御説明申し上げます。基本的には、この問題が政府だけで進めていく性質のものではございませんので、広く民間の力をかりなければ進められない面が多々ございます。そういう意味では、将来に向かいますには非常に多目的に、政府で手の届かないところには大いに活躍をしていくことを期待しておる団体でございまして、

現在のところの概要を申し上げますと、まず一番大きな仕事は、先ごろ日中両国間で事務レベルで原則合意のできました、中国に残された養父母その他日本に帰国された孤児の方々の身内の

方々に対する生活費の関連、これが一番当面の大きな課題でございます。もう一つの大きな課題は、日本に帰って来ましたが帰国された方々の生活保護をめぐり、事業でございます。このためには、この秋から中国帰国孤児定着促進センターというものを設置すべく、たゞいま建設に取りかかるところでございます。ここに三十世帯百人ぐらいの方々に入りいただきまして、必要があれば四月交代で年三回回転をする。平年度にいたしますと百世帯ほどの方々の定着促進事業を進めたいというふうに考えております。この関係の経費は、そこに入所なさいます方々の生活費、お世話をする職員の人件費、その他合わせまして、本年度、昭和五十八年度は六カ月分八千三百萬円の全額を国が委託費の形で負担をするということにいたしております。五十九年度以降は平年度といたしまして一億三千万ぐらいになるかというふうに考えております。

これ以外に、先ほど申し上げました扶養費の關係では、政府がその半額を持つてでございますが、残る半額につきましては孤児本人の方に負担がかりたいようにしたいと私も希望いたしておりますので、募金を進めていただきまして、ひとつそういうものはこの財団の方から、本人負担が残らないところまで援助をしてもらえるところまでぜひ活躍をしてもらいたいというふうに希望いたしております。

○中野鉄造君　やはりこの問題の焦点となるのは養父母等に対する扶養の問題であらうと思ひます。

そこで、いまおっしゃった半分は政府で持つ、あとの半分は基金で、こういうことになりますが、具体的な扶養費の額については両国間の今後の協議によって決定されるということでありまが、現在どのような腹案をもっておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(山本純男君)　これはやはり原則合意でございますので、詰めた話になっていないわけではございますが、やはり原則の合意をいたしま

すに当たりましては、およそそういうものの規模がわかりませんとこれは原則論も議論できませんので、大体の、ある程度の幅を持った水準というものは十分協議をいたしました。

そのとき私も頭を置いて議論をいたしておりますのは、一人当たりの生活費が標準的には月に二十五元ぐらいであらうと。たゞそれは、農村であればそれよりは当然金額になるであらうし、大都市の場合にはあるいは少し高くなるかもしれないということも前提にいたしまして、たゞやはり孤児の方々の現在住んでおられます状況その他を見ますと、都市、大都市、中都市、その他農村、それぞれ適宜なバランスのとれた分布で住んでおられるようでございますので、大体その標準的な金額で腹づもりをいたしますと大きな間違いにはならないであらうということになりまして、そういたしますと、あとは今後帰つてみえる予定の八百人余りの方々が一体一世帯当たり平均的には何名ぐらいの扶養家族を中国に残してこれらの方の中にもやはりそういう扶養費がまだ決着がついていないために当事者の間でもめておると申しますか、合意ができていない件があればこれまた放置はできませんので、私もとしてもある程度お世話をしなさいけないという状況もございしますから、そういうものを平均的に考えまして大体の人数から見ますと、総額で言いますと多分五億圓——前後に幅がございしますけれども、というのがいまのところ一応腹づもりに持つておる金額でございます。

それを具体的には今後どういう形で肉親調査が進められるか、またその結果に基づきまして永住帰国をされる方が、いろいろ後始末その他もございまして身元がわかつて来帰つてくるという方は少ないわけでございます。いずれも何年かたつてから帰られるわけでございますから、およそ七、八年から十年ぐらいにわたつて帰つてみえるのではないかとというような感じで私もいろいろな準備を進めておるわけでございます。

○中野鉄造君　そうしますと、これはどういう形で支払われることになりましか。たとえば一時払いとかあるいは終身年金のような、そういう形になるものでしょうか。

○政府委員(山本純男君)　これは全くこれからの交渉にゆだねておるわけでございますが、たゞ事柄の性質から申しますと、何分にも国境を隔てた事業でございますので、これはちやうど日本の国内で定期金給付をいたしますと地方自治体その他を煩わしましていふんとむづかしい事務が出てきたりしておるのを私も見聞いたしておりますので、こういうものが果たして国際間で実施できるかどうか、大変むづかしいことかと思ひます。どちらかと申しますと、一時払いという形で進めることができれば私もとしては大変仕事がやりやすいと思つておりますので、今後の交渉はそういう方向で進めていただきたいということを外務省を通じてお願いいたしております。

○中野鉄造君　先ほどの援護基金では、十億圓の寄附金を見込み、過去三回の訪日調査の際に国民の皆さん方から寄せられた義援金六千万圓のほかは財界を初め国民各層に寄附を呼びかけると、こうしてまいりますけれども、所要の金額が集まる見通しといひましか、その時期はいつごろと見込んでおられますか。

○政府委員(山本純男君)　金額につきましては、私も一応十億圓という目標にこの財団には募金を進めてもらいたいというふうに考えておりますし、また、その相当部分が企業体からの御寄附を期待しなければいけないと思つておりますが、そういう場合にはやはりこの寄附金が指定寄附金という扱いになりましか、なかなか思うに任せた募金が進まないのではないかと、この寄附金が指定寄附金でお願いいたしまして、この寄附金が指定寄附金の扱いを受けるよう、実現するよう努力をしておるところでございます。その結果十億圓の寄附が全額集まるかどうかは大変むづかしい問題でございます。従来から私もこの目

標の十割達成というところは経験がないわけでございますが、ただ、この問題につきましては日本全国的に非常に御同情を、御支援をいただけた経験がございまして、この募金につきましては、そういう国民の広い御好意を期待できるのではないかと、これは期待でございますが、期待しております。

ぜひそうなつてほしいと思ひますが、ただその中で先ほど申し上げましたように、扶養費にかかわる部分は、これは十億圓の全額が集まる必要は必ずしもないわけでございますが、一方では政府の手が届きませんために民間に依存しなければならぬ局面が多々ございまして、そういうところではこの財団にもぜひなるべく豊かな財源を持つていい事業をやつてもらいたいと期待しておりますので、そういう意味からこの募金の目標がぜひ一〇〇%達成されるよう私もできる限りの支援をしていきたいというふうに考えております。

○中野鉄造君　先ほど申し上げましたように、この扶養費の半分は政府が援助する、こうなつておりますが、五十八年度ではこれを帰還手当等の流用によつて賄うと、こうなつておるようですけれども、これで支障はないのか。

また、来年度以降は当然政府援助分として一般会計にこれは計上すべきではないかと思ひますが、この辺の認識はいかかでございますか。

○政府委員(山本純男君)　実際に扶養費を支払うまでのプロセスを簡単に申し上げますと、まず第一段に身元判明ということが前提になりまして、その次に中国国内における扶養親族等との話し合ひその他、そういう立つ鳥跡を濁さないための手続その他、これがかなり重要な問題として次の段階でございます。そういう中から最後の段階で兩國政府間で永住帰国の取り決めにいたしまして帰国をしていただく。その結果、ある年度に帰国された方の扶養費につきましては、恐らくその年度の終末にそれを取りまとめまして送金につなげるという運びにならうかと考えております。

そういうところから、これをあらかじめ何年度何件とすることを確定いたしますのは大変むずかしいところだと思います。私も腰だめの本年もある程度金額は必要であらうと思っておりますが、これはちょっと性格が違うかもしれないけれども、帰還手当という予算の中である程度費用をすればそれで充たせるという見通しは持っておりますが、万一これでは不足いたします場合には、また政府内部で十分協議をいたしまして、財源手当がでないために帰国が阻まれるというようにすることはならないようにこれはいたします。

○中野鉄造君 予算に計上しますか。

○政府委員(山本純男君) どうも失礼いたしました。

そういう状況でございますので、これが軌道に乗りました、毎年度何名ぐらいは、何家族ぐらいは永住帰国をされる、その中で現地に残留して扶養を要する親族が大体このぐらいという見通しがある程度実績をもって固まってきたら、これは私も当然にそういう予算を要求し、計上いたすことになると思いますが、ちょっと五十九年度についてそれができるとは思いませんので、恐らく五十九年度もややそういう表にあらわれない形です。やがていかにするを得ないのか、まあ六十年度ぐらいからは実績も出てまいりかと思っております。そのころに向かっているとつういう点十分検討をさせていただきたいと思っております。

○中野鉄造君 そこで、根本的に日本と中国との違いなんです、中国では親の扶養というものが法律によって義務づけられている。そういうようなことから、核家族化が進んでいるわが国とは全く違った社会が構成されておるわけですから、したがって、その養父母は当然に老後の扶養を期待しております。孫の存在を生きがいとしておるような人たちが中国では多いと思うのです。

こうした状況下で孤児が帰国すると、当然ながらそこにはいろいろな摩擦が生じてくる。また、帰国後の孤児の生活設計といつても非常に厳しいものがありまして、いろいろな悲劇が報道されて

いるのも事実でありますし、こういうことから考えますと、これらの悲劇を救うためにも、今後里帰り方式というようなものひとつ検討課題として考えたらいかがかと思っております。円満帰国ということが可能であればそれにしたことはありませぬけれども、帰国必ずしも最上ではないという面から、帰国のほかに里帰り方式を加えるという、そういう選択権をふやすということはいかがなものでしょうか。

○政府委員(山本純男君) それは、一つは永住帰国にかえて里帰りという御意見も承っておりますし、また、それ以外に、短期間の訪日調査にかえて里帰りスタイルの、やや長期といひましても数カ月にわたるような調査をという声、そんなものをいろいろ伺っております。

ただ、私も似たしましては、いまのところは先ほど挙げました孤児の方々の調査の問題でございますが、まだ八百人足らずの、日本の土を踏んでいない方がおられるわけでございますので、現在のところは、やはり一度日本の土を踏んだことのない方々にぜひ一度日本に来ていただくというのを重点にしたいと考えておりますので、またそれ以外に里帰りその他をばげていくという課題は、その問題にめぐってからひとつ力を入れていくということにせざるを得ないのではないかと考えております。

ことに、里帰りというものの、これも際限なく、それこそ毎年のようにお帰りのいたぐ旅費、滞在費というわけにもいせんまいりませんので、これはいまのところは原則一回というところでやってきておられますけれども、これを二回にできるかどうか、その他ほかへの波及もございまして大変むずかしいのでございますが、御要望の強いことは十分承知いたしております。もし、政府でむずかしければ、また民間の力をおかりして、そういうことを進めるといふようなことも含めまして、研究課題にさせていただきたいと思っております。

○中野鉄造君 それに関連しましてちょっとお尋ねしますが、たとえば過去の肉親捜しで肉親であ

るといふことが確認されて、そして、その感激も新たに非常に劇的な対面をなされた。ところが、だんだん日ごとにその感激も薄れて、いよいよ現実の問題として肉親として自分の家族の戸籍にそれを迎え入れるという段になると、いろいろなそこに打算が絡んできまして、問題が起こってきているんじゃないかと思うのですが、そういう場合に、肉親の戸籍に入れてもらえない、入れてはもらえないが、しかし当人は日本人として日本の国籍を取りたい、こういうような場合はどういふことになるのですか。

○政府委員(山本純男君) 大変むずかしい問題が、いま現に起こっております。これはある意味では法律でもって定められるべき事項でございますが、個人の感情その他で左右できる性質のものではございませんので、これはたとえは本人の方が家庭裁判所に持ち出して戸籍を編纂するということがはできるわけでございますが、ただ何分にもそういう肉親が離れ離れになりまして四十年という歳月がたつてしましますと、かたい法律論といたしまして、家族関係を法律で強制するということになりまして、これは大変むずかしい問題が起こるようになります。

これは親族すべてが合意の上でありますと、科学的に血液型が合わないというふうな、裁判所としても受け入れかねるという件は時にあるようでございますが、通常、親族の方が合意なさいますと、これは円満におさまってきけるという状況でございますが、親族の方がこれは肉親ではないのではないかとこの立場をおとりになりますと、裁判所としてもこれを強行して親族関係を法律上決めてしまおうというにはよほどの証拠がなければできないわけでございます。何分にも四十年も年月が経過いたしますと、時に摩擦的な現象になつてくるというところはあろうかと思っております。

私も似たしましては、昨年度来身元が判明しない場合でありまして、永住帰国の道を開くといふことから予算も計上して準備をいたしております。

まして、まだ具体例はございませんけれども、中国側にもその希望がございまして、五十八年度にはその制度が実際に動くことを期待しております。けれども、どうしても御親族の協力が得られないために、法律上の身元が確定しないという件につきましては、これは事実上身元が不明なわけでございます。いまの永住帰国の扱いということでお世話をしなさいかね案件ではないかと思っております。

○中野鉄造君 そうすると、ちょっと確認の意味でお聞きしますが、肉親であるといううようなことがついにわからなかった。けれども、当人が私のもとと日本人だと、だから今後日本の国籍に入りたい、こう言ったときにはそれは認める、こういうことですか。

○政府委員(山本純男君) 幾つか分けて申し上げますと、まず御本人が日本人であるかどうかという点はこれはまた大変むずかしい問題ではございますが、中国政府がかなり綿密な調査をすでに実施してくれておりますので、私ももととしては原則としてその調査の結果を信頼申し上げるということをやつてまいりたいと思っております。

そういうことでございまして、そうなりますと、身元がわからない場合の日本の国籍というのは、これは法務省の方になるのでございますが、たしか帰化という手続をとるということになろうかと思っております。これにつきましては原則ではなかなか時間のかかるむずかしい手続のようでございますが、中国孤児につきましてはその点について御配慮をいただくようにお願いをしております。でございます。通常の場合よりも速やかに進めていただけるようになっておると理解しております。

○中野鉄造君 終わります。

○小西博行君 きょうは三十分という非常に短い時間でございまして、大久野島の毒ガスの問題と、時間がございまして原爆関係の質問をさせていただきます。広島県の大

久野島というのがございます。この毒ガスの被害者の対策に対する現在までの経緯を詳しく教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(三浦大助君) 大久野島の毒ガス被害者対策の現状ということでございますが、私どもの救済の対象になっておりますのは、旧令の非共済組合員の方の学徒動員の方、あるいはまた女子挺身隊員、こういう方々を対象に救済措置を行つておるわけでございまして、こういう非組合員の方々の毒ガス被害者対策につきましては、初め広島県が単独事業として昭和三十六年から健康診断を行つてまいりておりますが、四十八年度から医療費がついております。四十九年度から健康管理手当の支給を行つたと、こういう経緯があるわけでございますが、この毒ガス被害者の救済につきましては、国の責任において実施すべきではないかと、こういう考え方に基きまして、昭和四十九年度から国の制度として厚生省が広島県に委託してこの事業を行つておるわけでございます。

この事業は、旧令の共済組合員の一般障害者に対する措置に準じて行つておりまして、これまで、健康診断の実施あるいは医療費の自己負担分の負担、それから健康管理手当、保健手当、こういうものの支給をいままで行つてまいりておりますが、昭和五十八年度の十月から新しく介護手当、それから家族の介護手当の制度を設けておりまして、毒ガス被害者対策の強化を図つたということでございまして、この今年度からの介護手当等の新設によりまして、厚生省関係の障害者に対する救済措置は旧令の共済組合員の一般障害者に対する措置と全く同様となつたわけでございまして、今後ともこういう人たちの救済措置は力を入れてやつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○小西博行君 「毒ガス被害者に対する措置」という、こういう図表がございまして、これを見てみますと、「認定患者」というのがございます。一般障害者からさらに療養を要する者という意味で認定患者。これを見ますと、その金額が、特別手

当というものが七万五千三百円でしょうか、このように非常に大きな金額が出ておりまして、これがいわゆる動員学徒に対する措置とは大幅に異なっているわけですね。なぜこういう認定患者制度というものができたのか。後で聞きましますけれども、同じように動員学徒の中にもやはりそういう問題がありはしないかなと、こういうことを思ひますので、このできた経緯をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(三浦大助君) この認定患者の制度につきましては、大蔵省の方で旧令の共済組合員に対する救済措置として実施しているわけでございまして、私どもの方で救済措置をとつております学徒動員その他の方々に対しては、この方々の多くがもう毒ガスの製造をやめた後で島に入つたという方々で、それから風船爆弾のようなものの紙張りをしておつたということで、直接毒ガスの製造にはタッチしてゐなかつたということがございまして、この認定患者のような典型的な症状のある方と申しますか、そういう症状を持った方が私どもの方で扱つておりますこの対象者の中におらないということでございます。これは私どもも非常に注意をして見ておるのですが、また広島大学の医学部等ともときどき話し合ひをしておるわけでございまして、現在の時点では、非共済組合員の方々の中にはこの認定患者に相当するような方々は見当たらないということでございまして、もしこういう方が見当たれば、それはまた大蔵省の方とも御相談申し上げまして何らかの措置をとらなさいかねわけでございますけれども、たまたま先ほど申し上げましたように、直接ガスの製造にタッチしてゐなかつたためにこういうひどい症状の方がいらつしやらないと、こういうことでございまして。

○小西博行君 この認定患者を指定する場合に、審査会があるんでしょう。審査会の中でこの人は認定患者にすべきだということを決められてゐるというふうに聞いているんですが、現実にはその基準というんでしょうか、審査基準、この辺は

非常にあいまいだというふうに私も聞いているんです。だから、これは恐らく何人かのお医者さんあたりが集まつて審査会というものをつくつてゐるんじゃないかというふうに想像しているわけですが、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(三浦大助君) これにつきましては、毒ガス被害者医療認定審査会というのがございまして、いま、広島大学の医学部の西本先生が中心になつて健康診断その他のめんどうを見ていただいておるわけでございまして、私ども、この先生方の御意見に頼るしかないわけでございまして、現在のところ、この認定患者に相当するような方々はいない、こういうことになっておるわけでございまして。

○小西博行君 非常にその基準があいまいなんです。現実には私どもにもいろいろ陳情で来られる学徒動員の方の中にも相当悪い方がいらつしやるということをお聞きわけですね。ところが、その基準がどうも、健康診断というのがございましてけれども、そういうものである程度決められるというんでは、たとえば気管支炎なんかの場合、は昼間の暖かいときにはわりあい出にくい、ところが夜お休みになるときあたりがひどいんです。と、こういうような実はお話しがございまして、その辺のところはどうも、もう一度詳しく診断していただかないと、こういうふうには思つておるわけですが、これはむしろ厚生省の方でしようか。そういう実際の実態調査といひますか、もっと詳しく調べる必要があるんじゃないかと、このように思ひます。

○政府委員(三浦大助君) 私どもの方では、毎年西本先生の方にもいろいろ御相談をしておるわけでございまして、もしそういう方がいらつしやるか、やはり救済しなければいけぬものですから、私どもはもう非常にこの辺は神経を使つて、広島県の方とも連絡をとつておるわけでございまして。もし今後そういう方がいらつしやれば大蔵省の方とも相談しなければいけませんし、現在のところは、いらないという広島大学の医学部の先生方の御意見

です。で、いまそれを信じておるわけでございまして。

○小西博行君 これは、学徒動員の方はずいぶんいろいろな施策がされてゐます。年数をこゝろ比較してみますと、一般の勤労者というのは非常に早い段階からいろいろな手当とかつておりますけれども、学徒動員の方はこの五十八年十月からですか、この介護手当あるいは保健手当とか、こういうものがついておりますが、なぜこんなにおくれたのだからかなと、この辺は不思議なんです。その辺の経緯はどうなんでしょうか。

○政府委員(三浦大助君) これもかなり前からのいきさつがございまして、先ほど申し上げましたように、特に毒ガスの製造に従事してゐなかつたというところもあると思ひますが、ただ私どもの方も、何とかして大蔵省でやつております旧令の組合員の一般障害者並みに早く救済措置を合はせたいということで努力しておつたところ、今年度の十月からやつたこの旧令の組合員の一般障害者並みの施策ができたということでございまして、私どももいろいろいままで努力してきたのですが、若干テンポがおくれておつたということもございまして、今後ともひとつ大蔵省の方とも相談しまして一層その強化を図つていきたいというふうに考えておるわけでございまして。

○小西博行君 先ほど、学徒動員の方は余り、障害が軽いからこの認定制度といひますか、認定患者に指定されてゐない、こういうふうにおつしやつたのですが、もしそういう患者の中に、これは確かに悪いというふうな審査会の結果が出れば、どうなんですか、やはり厚生省の中にも学徒動員中心にこの認定患者制度という、こういうものを設けるのでしようか、どうでしようか。もしそういうことがあつた場合。

○政府委員(三浦大助君) いま厚生省の方では、医療費として千七名の方々のお世話をしておるわけでございまして、この方々は慢性気管支炎に氣道がん、それから疾病の範囲を広げまして心臓

病とかあるいは消化器疾患、皮膚疾患、こういうものにも広げて見ておるわけでございますが、こういう認定患者に相当するような方は現在はいないわけでございますけれども、もしそういう方がいるということになりますれば、これは大蔵省の方の旧令の組合員に対する対策といういろいろ合わせなければいかぬ面もございまして、またその時点で考えたいと思っておりますが、私も、これは何回も広島大学の方とも御相談の末、現在はそのいう方はいないと、こういうことであるわけでございます。

○小西博行君 いまの千十七人というのは、学務員の方ですか。千九百四十三名の中で千十七人がかかっていると、そういう意味ですか。

○政府委員(三浦大助君) 私も厚生省でこの救済措置の対象になっておりますのは全部で千九百四十三人おるわけでございまして、そのうちのいま医療費として見ている方々が千十七名ということでございます。

○小西博行君 私は、どうもこの省庁が違っております。大蔵省の方と厚生省というこういう形になっておりまして、私はどう考えてもこれは一本化してかつちりとした形をとればいいのになと、こう思つたんですが、いろいろ省庁の方にもお聞きしたんですが、いや、それはもう省庁は別ですからともじやないけれども一つになりませんという御回答をいただいておりますので、けれども、これはどうなんですか。厚生大臣、今後何か一本化してすつきりできないものでしょうかね。将来の方向ですが。

○國務大臣(林義郎君) お話を聞いておりまして、同じ原因で同じ病氣になつたら同じ取り扱いをするというの私は原則だろと思つております。ただこれは、やはりその毒ガス工場で働いておられた方というものは、直接に害を受けておられるわけですからそれは非常に明らかである。したがって、いろいろなところについての手当てをそれに基づいていくということが私は考えられることだらうと思つたし、学務員の方々は、働く

期間もそんなになつた、直接毒ガスの製造その他のものについては従事してはなかつた、こういうふうな話でございまして、やはりそこは一応違ふのではないかと、こう思ふんです。別に役所が大蔵省の所管だからどうだ、厚生省の所管だからどうだという話ではなくて、そういうふうには私は理解をしていこうと思つております。

御指摘のように、同じような症状が出てくれば、恐らく同じような原因があつたのだらうという推定がつけば、私はやはり同じような取り扱いをしていくということにするのが筋だろと思つております。ただ、どういふことになるかというのには、私も素人でございまして、やはりその辺は医者様の御判断、特に専門医の方々の御判断にまかされるということにございまして、先ほど局長から御答弁申し上げておるわけでございまして、生方とも常に御相談をしていられるべきことではないかと、こういうふうに考えているところでございまして。

○委員長(目黒今朝次郎君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、遠藤政夫君、斎藤十郎君及び鈴木正一君が委員を辞任され、その補欠として大城眞順君、藤井孝男君及び宮澤弘君がそれぞれ選任されました。

○小西博行君 人数を見ますと、旧令の方は二千四百四十六でしよう。そして先ほどの学務員の方が千九百四十三という、数字的には非常に接近しているわけですね。というのは、これは、たとえば認定患者なんかで特に重症の方はもう亡くなつておられるとか、そういうことでこういう数字の結果が出てくるんですよ。学務員も非常に人数が多いということであらわしていると思ふん

です。どうなんでしょう。

○政府委員(三浦大助君) 現在認定患者の方が五百三十七名、それから旧令の組合員で一般障害者の方が千九百三十名。それから私も厚生省で措置しております学務員の方々、この方が千九百四十三名でございまして、これは学務員、女子挺身隊員、それから終戦後その処理で島に入つた方々もかなりおるといふことで、かなり人数が多いのではないかと思つております。

○小西博行君 とにかく、この実態調査が、さつき広島大学の先生とおっしゃつたんですけれども、現実にはいろいろ調べてみますと、ちゃんとした資料というのはいらないんですね。どの程度の患者が何人だといふのはほとんどないんですね。ですから、私は、同じ実態調査をやるのだつたら相当詳しく一遍やつていただきたいなと。これは原爆の関係を全く同じだと思ふんです。

原爆関係に移りますけれども、原爆関係はどうもいままでの調査は、四十年、五十年というふうな調査を進めておるわけですが、これはどうなんですか。被爆者の実態調査というのは六十年程度にはやるというふうにお考えなんですか、どうでしょうか。これは先ほどの大久野島も同じだと思ふんですが、そういう実態調査を早い段階でやらないと、もう戦後ずいぶん時間がたつておりますから、そういう意味で、原爆の方も含めて実態調査をどのようにこれからやつていくかと考えていらつしやるのか、これをお聞きしたいと思います。

○政府委員(三浦大助君) 原爆の方の被爆者実態調査につきましては、いままで、四十年と五十年に二回やつておまして、被爆者対策を実施するためのいろいろな概要というものは私も大体つかんでおるつもりですが、これから、たとえば昭和六十年に実態調査をやるといふことになりまして、すでに四十年を経過している問題でございまして、果たして本当に正確につかめるかどうか、こういう技術的な問題もございまして、現在、これから実態調査をやるといふことは考え

ておらないわけでございます。

大久野島の毒ガスの方の調査につきましては、これは私も頻りに広島大学とも連絡をとつておりますので、そういう救済すべき方が漏れないような措置はこれからも努力をしてやつていきたいと考えております。

○小西博行君 この質問で終わりたいと思つたんですが、大久野島は現実には、やはりいろいろな人に会つてみますと、かなり年齢的にも四十代といひますか、あるいは五十代そういう方がいらつしやるわけですが、こういう方々の実態をできるだけ早く調べていただきたい。そうしないと、これは患者そのものも非常に困つておりましたし、細かいことを言うようですけれども、実際、健診をやりますね、これが日にちが決まつておりまして、勤めの関係でなかなか行けないので、何かいい方法はないでしょうかというふうなこともこれは実際大きな問題だそうなんです。そういう何か細かい行政ができればいいなと、こういうふうに思つたので、その点を最後に大臣の方からお答えをいただきたいのですが、具体的なそういう細かい方法を考慮していただきたいというのを申し上げて終わりたいと思つた。

○國務大臣(林義郎君) 先生御地元でございまして、やはりこれは広島に限られた話でもございまして、いろいろな仕事はやはり広島県当局とお話しをした方が、いろいろな細かな話もあるだらうと思つたから、いいだらうと思つた。また、広島大学の方の先生ともいろいろ相談をいたしましてやつてみたいと、こういうふうに考えております。

○小西博行君 終わります。

○委員長(目黒今朝次郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認めます。本案に対し、対馬君及び村上君から委員長の手

元に修正案が提出されております。而修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、而修正案を議題とし、順次趣旨説明を聴取いたします。対馬君。

○対馬君 たいいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び無党派クラブを代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、
一、第一項の障害年金の額、現行三百九十五万五千円を四百四十九万九千円とする等障害年金、障害一時金及び遺族年金、遺族給与金の額を、四・九%を基準として、それぞれ引き上げることに。

二、勤務関連の重症者が平病死した場合の遺族年金の額、現行二十五万九千円を三十六万円とし、これに伴い平病死及び併発死に係る遺族年金及び遺族給与金の額を、それぞれ引き上げることに。

三、右一、二の施行は公布の日からとし、昭和五十八年四月一日から適用すること。

四、原案のうち、戦没者の妻に対する特別給付金の再継続及び戦没者の父母等に対する特別給付金の再々継続の規定は、昭和五十八年四月一日から施行することとなっておりますが、本年四月一日がすでに経過しておりますので、これを公布の日から施行することに改め、昭和五十八年四月一日にさかのぼって適用すること。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(目黒今朝次郎君) 村上君。

○村上正邦君 たいいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・自由国民会議を代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

する特別給付金の再継続及び戦没者の父母等に対する特別給付金の再々継続の規定は、昭和五十八年四月一日から施行することとなっておりますが、本年四月一日がすでに経過しておりますので、これを公布の日から施行することに改め、昭和五十八年四月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(目黒今朝次郎君) 対馬君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。林厚生大臣。

○國務大臣(林義郎君) たいいまの日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、無党派クラブ提出の修正案については、政府としては反対でございます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本案について、対馬君及び村上君からそれぞれ修正案が提出されており、これら両修正案には一部共通する部分もございますが、便宜、各修正案ごとに採決いたします。

まず、対馬君提出の修正案を議題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(目黒今朝次郎君) 少数と認めます。よって、対馬君提出の修正案は否決されました。

次に、村上君提出の修正案を議題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(目黒今朝次郎君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、渡部君から発言を求められておりますので、これを許します。渡部君。

○渡部通子君 私は、たいいま可決されました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び無党派クラブ各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)
政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力を払うべきである。

一、一般戦災者に対し、戦時災害によつて身体に障害を受けた者及び死亡した者に関する援護の検討を目的としてその実態調査を実施すること。

二、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、国民の生活水準の向上等にみあつて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

三、給付改善の実施時期については、従来の経緯を踏まえ、適切な措置を講ずること。

四、戦没者遺族等の高齢化の現状にかんがみ、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡行等について、更に積極的に推進すること。

五、生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

六、中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児の受入れについて、関係省庁及び地方自治体が一体となつて必要な措置を講ずること。

また、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう、中国帰国孤児定着促進センターの運営の充実強化を図る等その対策に遺憾なきを期すること。

七、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に係る戦後処理の未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

八、法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

右議決する。

以上でございます。

○委員長(目黒今朝次郎君) たいいま渡部君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(目黒今朝次郎君) 全会一致と認めます。よって、渡部君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

たいいまの決議に対し、林厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。林厚生大臣。

○國務大臣(林義郎君) たいいま御決議のありました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。

○委員長(目黒今朝次郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四分散会

【参照】

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案（対馬孝且君提す）

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条を次のように改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）の一部を次のように修正する。

第八条第一項の表中「二、七六八、五〇〇円」を「二、九〇四、三〇〇円」に、「三、九五五、〇〇〇円」を「四、一四九、〇〇〇円」に、「三、二八六、〇〇〇円」を「三、四四七、〇〇〇円」に、「二、六九七、〇〇〇円」を「二、八二九、〇〇〇円」に、「二、一三〇、〇〇〇円」を「二、二三四、〇〇〇円」に、「一、七二〇、〇〇〇円」を「一、八〇四、〇〇〇円」に、「一、三八六、〇〇〇円」を「一、四五四、〇〇〇円」に、「一、二六六、〇〇〇円」を「一、三二八、〇〇〇円」に、「一、一五三、〇〇〇円」を「一、二〇九、〇〇〇円」に、「九二五、〇〇〇円」を「九七〇、〇〇〇円」に、「七四二、〇〇〇円」を「七七八、〇〇〇円」に、「六五四、〇〇〇円」を「六八六、〇〇〇円」に改め、同条第二項中「十四万四千円」を「十五万六千円」に、「四万二千円」を「四万八千円」に、「九万六千円」を「十万二千円」に、「八万四千円」を「九万六千円」に、「十三万八千円」を「十五万六千円」に改め、同条第三項中「十四万四千円」を「十五万六千円」に改め、同条第七項の表中「四、二〇七、〇〇〇円」を「四、四一三、〇〇〇円」に、「三、四九〇、〇〇〇円」を「三、六六一、〇〇〇円」に、「二、九四四、〇〇〇円」を「三、一四一、〇〇〇円」に、「二、四六〇、〇〇〇円」を「二、五八一、〇〇〇円」に、「一、九七三、〇〇〇円」を「二、〇七〇、〇〇〇円」に改める。

円を「二、〇七〇、〇〇〇円」に改める。

第八条の二第一項の表中「二、一〇八、六〇〇円」を「二、二二一、九〇〇円」に、「三、〇二二、三〇〇円」を「三、一五九、九〇〇円」に、「二、五〇四、九〇〇円」を「二、六二七、六〇〇円」に、「二、〇六二、三〇〇円」を「二、一六三、四〇〇円」に、「一、六三二、七〇〇円」を「一、七二二、七〇〇円」に、「一、三二四、六〇〇円」を「一、三八九、五〇〇円」に、「一、〇七〇、四〇〇円」を「一、一二二、八〇〇円」に、「九七四、三〇〇円」を「一、〇二二、〇〇〇円」に、「八八八、二〇〇円」を「九三二、七〇〇円」に、「七二一、三〇〇円」を「七四八、五〇〇円」に、「五七六、五〇〇円」を「六〇四、七〇〇円」に、「五〇五、四〇〇円」を「五三〇、二〇〇円」に改め、同条第三項の表中

「三、二〇四、四〇〇円」を「三、三六一、四〇〇円」に、「二、六五八、八〇〇円」を「二、七八九、一〇〇円」に、「二、二八〇、三〇〇円」を「二、三九二、〇〇〇円」に、「一、八七三、五〇〇円」を「一、九六五、三〇〇円」に、「一、五〇三、二〇〇円」を「一、五七六、九〇〇円」に改める。

第二十六條第一項中「四万二千円」を「四万八千円」に、「百三十二万円」を「百三十八万円」に改める。

第二十七條第一項中「四万二千円」を「四万八千円」に、「三万二千六百円」を「三万七千三百円」に、「百三十二万円」を「百三十八万円」に、「百四万七千円」を「百九万四千円」に改め、同条第三項の表中「二五九、〇〇〇円」を「三六〇、〇〇〇円」に、

第二十三條第一項第八号から第十号までは同条第二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族

一九四、三〇〇円

第二十三條第一項第八号又は同条第二項第七号に掲げる遺族

三二八、〇〇〇円

第二十三條第一項第九号若しくは第十号又は同条第二項第八号に掲げる遺族

二七〇、〇〇〇円

「一、一六六、六〇〇円」を「一、六二一、一〇〇円」に改める。

第三十二條第三項第一号中「四万二千円」を「四万八千円」に改め、同項第二号及び第三号中「三万二千六百円」を「三万七千三百円」に改める。

附則を次のように改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の改正規定を除く。）及び第三条の規定（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の改正規定を除く。）は、昭和五十八年十月一日から施行す

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定、第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の規定並びに第三条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

この修正の結果必要とする経費は、昭和五十八年度約四千七百三十五万円の見込みである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案（村上正邦君提す）

正する法律案に対する修正案（村上正邦君提す）

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「同年四月一日」を「公布の日」に改め、附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項並びに第三条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、優生保護法第十四条改正反対等に関する請願（第二一九六号）

一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願（第二二〇四号）

一、優生保護法第十四条の改正反対等に関する請願（第二二〇五号）

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願（第二二〇六号）

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願（第二二〇七号）

一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願（第二二〇八号）

一、旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願（第二二〇九号）

一、福祉手当増額支給に関する請願（第二二一〇号）

一、身体障害者の無年金者救済に関する請願（第二二一一号）

一、年金の官民格差是正に関する請願（第二二一二号）

一、福祉年金の所得制限廃止に関する請願（第二二一三号）

一、労災背離損傷者の遺族年金に関する請願（第二二一四号）

- 一、在宅重度障害者の介護料に関する請願（第二二二五号）
- 一、重度障害者の終身保養所設置に関する請願（第二二二六号）
- 一、身障者雇用に関する請願（第二二二七号）
- 一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願（第二二二八号）
- 一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願（第二二二九号）
- 一、労災年金のスライドに関する請願（第二二三〇号）
- 一、健康保険・国民健康保険に関する請願（第二二三二一号）
- 一、労災被災者の脊髄神経治療に関する請願（第二二三二二号）
- 一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願（第二二三二三号）
- 一、年金制度の改善に関する請願（第二二三二四号）
- 一、脊髄損傷者病氣治療に関する請願（第二二三二五号）
- 一、脊髄損傷治療に関する請願（第二二三二六号）
- 一、国立腎センター設立に関する請願（第二二三二六号）
- 一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願（第二二三二七号）
- 一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二三二九号）
- 一、国立腎センター設立に関する請願（第二二三四〇号）
- 一、国立病院、療養所の廃止反対に関する請願（第二二三四一四号）
- 一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願（第二二三四四号）
- 一、民間保育事業振興に関する請願（第二二三四五号）
- 一、個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第二二三四六号）

- 六号）
- 一、民間保育事業振興に関する請願（第二二三五五号）
- 一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願（第二二三五四号）
- 一、国立腎センター設立に関する請願（第二二三五五号）
- 一、民間保育事業振興に関する請願（第二二三五六号）
- 第二二九六号 昭和五十八年四月一日受理
優生保護法第十四条改正反対等に関する請願（二二九六号）
- 請願者 京都市伏見区醍醐下端山町三ノ三 四ノ北 都恵 外四千二百十五名
- 紹介議員 佐藤 昭夫君
- この請願の趣旨は、第一五九〇号と同じである。
- 第二二〇四号 昭和五十八年四月四日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願
- 請願者 神奈川県相模原市東大沼二ノ八 八 武田澄江 外五十五名
- 紹介議員 三木 忠雄君
- この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。
- 第二二〇五号 昭和五十八年四月四日受理
優生保護法第十四条の改正反対等に関する請願
- 請願者 京都市左京区下鴨宮河町五四 野 口寿美子 外千七百七十四名
- 紹介議員 近藤 忠孝君
- この請願の趣旨は、第一五九一四号と同じである。
- 第二二〇六号 昭和五十八年四月四日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願
- 請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

- 第二二〇七号 昭和五十八年四月四日受理
労働者災害補償保険法改善に関する請願
- 請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。
- 第二二〇八号 昭和五十八年四月四日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
- 請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。
- 第二二〇九号 昭和五十八年四月四日受理
旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
- 請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。
- 第二二一〇号 昭和五十八年四月四日受理
福祉手当増額支給に関する請願
- 請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。
- 第二二一一号 昭和五十八年四月四日受理
身体障害者の無年金者救済に関する請願
- 請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。
- 第二二一二号 昭和五十八年四月四日受理
年金の官民格差是正に関する請願
- 請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八四一四号と同じである。

- 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八四一四号と同じである。
- 第二二一三号 昭和五十八年四月四日受理
福祉年金の所得制限廃止に関する請願
- 請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八四二二号と同じである。
- 第二二一四号 昭和五十八年四月四日受理
労災脊髄損傷者の遺族年金に関する請願
- 請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八四三三号と同じである。
- 第二二一五号 昭和五十八年四月四日受理
在宅重度障害者の介護料に関する請願
- 請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八四四四号と同じである。
- 第二二一六号 昭和五十八年四月四日受理
重度障害者の終身保養所設置に関する請願
- 請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八四五五号と同じである。
- 第二二一七号 昭和五十八年四月四日受理
身障者雇用に関する請願
- 請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八 谷口政彦
- 紹介議員 和泉 照雄君
- この請願の趣旨は、第一八四六六号と同じである。

第二二一八号 昭和五十八年四月四日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願
請願者 鹿兒島県国分市敷根二、八〇八
谷口政彦

紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第二二一九号 昭和五十八年四月四日受理
労災重度被災者の暖房費支給に関する請願
請願者 鹿兒島県国分市敷根二、八〇八
谷口政彦

紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。

第二二二〇号 昭和五十八年四月四日受理
労災年金のスライドに関する請願
請願者 鹿兒島県国分市敷根二、八〇八
谷口政彦

紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二二二二号 昭和五十八年四月四日受理
健康保険・国民健康保険に関する請願
請願者 鹿兒島県国分市敷根二、八〇八
谷口政彦

紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。

第二二二三号 昭和五十八年四月四日受理
労災被災者の脊髄神経治療に関する請願
請願者 鹿兒島県国分市敷根二、八〇八
谷口政彦

紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一八五一号と同じである。

第二二三三三号 昭和五十八年四月四日受理
身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願
請願者 鹿兒島県国分市敷根二、八〇八
谷口政彦

紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。

第二二二四号 昭和五十八年四月四日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 鹿兒島県国分市敷根二、八〇八
谷口政彦

紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

第二二二五号 昭和五十八年四月四日受理
脊髄損傷者病氣治療に関する請願
請願者 鹿兒島県国分市敷根二、八〇八
谷口政彦

紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

第二二二六号 昭和五十八年四月四日受理
脊髄損傷治療に関する請願
請願者 鹿兒島県国分市敷根二、八〇八
谷口政彦

紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第二二三六号 昭和五十八年四月五日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 大阪府枚方市宮之阪一ノ一二ノ九
脇坂千鶴子

紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第一八一九号と同じである。

第二二三七号 昭和五十八年四月五日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 横浜市南区永田南一ノ一九ノ五
石渡栄子 外十四名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一四三三一号と同じである。

第二二三九号 昭和五十八年四月五日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(二十六通)
請願者 東京都文京区本駒込六ノ一ノ一八
奈良原看護婦家政婦紹介所内 奈良原節子 外四百七名

紹介議員 鳩山威一郎君
この請願の趣旨は、第一五五六号と同じである。

第二二四〇号 昭和五十八年四月五日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 大阪府豊中市池田東町四ノ一〇ノ六
石川恒男

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第一八一九号と同じである。

第二二四一号 昭和五十八年四月五日受理
国立病院、療養所の廃止反対に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟県議会内 高橋十一

紹介議員 長谷川 信君
国立病院、療養所は、いわゆる難病患者のほか脳卒中リハビリ等の私的、公的医療機関では受診が困難な分野を所管し、地域の医療需要にそつて施設整備が進められており、地域医療に果たす役割は大きなものがある。しかしながら、第二次臨時行政調査会の答申及び部会報告は、これら国立病院、療養所については地方自治体への移管又は民営化並びに施設の整理統合などを求めているが、このことは国立医療機関の果たしてきた役割を否定するのみならず地方財政を一層圧迫するものである。ついで、地域住民の生命と健康保持の万全を期し、医療の充実、発展を図るため国立病院、療養所の一層の整備充実を進め地方自治体への移管又は民営化等を行わないよう強く要望する。

第二二四四号 昭和五十八年四月六日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区楠太坂二ノ一八
ノ九 山川千鶴子 外二十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一四三三一号と同じである。

第二二四五号 昭和五十八年四月六日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 東京都世田谷区深沢八ノ一六ノ一
清水青 外二十名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二二四六号 昭和五十八年四月六日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(二通)
請願者 東京都練馬区大泉学園町五二六
青木しのぶ 外二十六名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第二二五一号 昭和五十八年四月六日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 広島市中区千田町一ノ九ノ四三
広島市私立保育協会の内 亀山大珠 外七千六百一名

紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二二五四号 昭和五十八年四月七日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡美野里町西郷地九
九六 皆藤知恵子 外二十四名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一四三三一号と同じである。

第二二五五号 昭和五十八年四月七日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 東京都文京区本駒込六ノ一ノ一八
奈良原看護婦家政婦紹介所内 奈良原節子 外四百七名

紹介議員 鳩山威一郎君
この請願の趣旨は、第一五五六号と同じである。

第二二四〇号 昭和五十八年四月五日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 大阪府豊中市池田東町四ノ一〇ノ六
石川恒男

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第一八一九号と同じである。

第二二四一号 昭和五十八年四月五日受理
国立病院、療養所の廃止反対に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟県議会内 高橋十一

紹介議員 長谷川 信君
国立病院、療養所は、いわゆる難病患者のほか脳卒中リハビリ等の私的、公的医療機関では受診が困難な分野を所管し、地域の医療需要にそつて施設整備が進められており、地域医療に果たす役割は大きなものがある。しかしながら、第二次臨時行政調査会の答申及び部会報告は、これら国立病院、療養所については地方自治体への移管又は民営化並びに施設の整理統合などを求めているが、このことは国立医療機関の果たしてきた役割を否定するのみならず地方財政を一層圧迫するものである。ついで、地域住民の生命と健康保持の万全を期し、医療の充実、発展を図るため国立病院、療養所の一層の整備充実を進め地方自治体への移管又は民営化等を行わないよう強く要望する。

請願者 千葉県市原市辰巳台東一ノ一〇ノ

二五 鈴木喬次

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八一九号と同じである。

第二二五六号 昭和五十八年四月七日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 宮崎市本郷南方四、四三四 児玉

辰生 外八千百九十四名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

昭和五十八年四月二十六日印刷

昭和五十八年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D